

【目次に掲載する件名】

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第二十六号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第一百六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十九年金融庁告示第四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和元年十月三十一日

金融庁長官 遠藤 俊英

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人)</p> <p>第二条 S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第五号)の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は令和元年十二月三十一日までとする。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十三 商号 又は名称 S & P Global Ratings UK Limited 主たる事務所の所在地 20 Canada Square Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5LH</p>	<p>(S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	